

中央区監査基準

平成12年3月31日
11中監第81号

目次

第1章 総則

第1節 一般基準（第1条—第5条）

第2節 実施基準（第6条—第9条）

第3節 報告基準（第10条—第12条）

第2章 監査等の実施

第1節 監査等の種類（第13条—第16条）

第2節 監査等の事前手続（第17条—第21条）

第3節 監査等の実施手続（第22条—第24条）

第3章 監査等の結果（第25条—第31条）

第4章 雜則（第32条）

附則

第1章 総則

第1節 一般基準

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施並びに報告の徵取に関し、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、必要な事項を定め、議会並びに区長及び関係する行政委員会等（以下「区長等」という。）並びに個別外部監査人との関係を明確にすることを目的とする。

(基本方針)

第2条 監査委員は、公正で合理的かつ能率的な区の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、区政の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものとする。

2 法令の規定により監査委員が行うとされている監査等及びその他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定及び本基準に基づき実施するものとする。

(監査委員の使命)

第3条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、区の財務に関する事務の執行及び区の経営に関する事業の管理又は区の事務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第140条の5に定める事務を除く。以下第13条第3号において同じ。）の執行（以下「事務事業の執行」という。）について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び区長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって区民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与するものとする。

(監査委員の責務)

第4条 監査委員は、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない。

- 2 監査委員は、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務補助職員」という。）を指導監督しなければならない。
- 5 監査委員は、議会又は区長からあらかじめ意見を聴かれたり、個別外部監査人に協議を求められた場合は、信義誠実な態度で応じなければならない。
- 6 監査委員は、監査計画、監査等の内容及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として保存するものとする。

(事務補助職員の心得)

第5条 事務補助職員は、職務の遂行に当たっては、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 職責の重大性に鑑み、常に研修に心がけ、法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に精通するとともに、絶えず、区政の現状に关心を持ち、監査等の参考になるような資料の収集に努めること。
- (2) 監査等の実施に当たっては、監査委員の監査方針に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究すること。
- (3) 監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。
- (4) 監査等の進捗状況を絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度指示を受けること。
- (5) 監査等の終了後は、速やかに復命書を作成し、監査委員に復命すること。
- (6) 復命書は、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よく、かつ、具体的に記述すること。
- (7) 代表監査委員の命を受けた場合は、個別外部監査人の行う監査の適正かつ円滑な遂行に協力すること。

第2節 実施基準

(実施の基本方針)

第6条 監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算、議決内容及び法令等に基づいてなされているかに留意し、積極的かつ指導的に実施しなければならない。

(計画的な監査等の実施)

第7条 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間監査計画を策定するとともに適切な実施要領を作成し、これに基づいて適時に実施しなければならない。

- 2 前項の年間監査計画によらない監査の実施に当たっては、その都度、適切な実施要領を作成するものとする。

(監査等の調整)

第8条 監査等の計画の策定及び実施に当たっては、個々の監査等に有機的な関連を持たせ、総合して成果が上がるよう調整運用しなければならない。

2 監査委員は、個別外部監査人に対し、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(監査等の実施手続の適用基準)

第9条 監査等の実施手続の適用は、監査等の種類、対象及び目的並びに管理点検体制及び内部監査の信頼性の程度を勘案して、試査又は精査によるものとする。

2 試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定するものとする。

3 精査は、監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにするものとする。

第3節 報告基準

(報告等の提出)

第10条 監査委員は、監査等を終了したときは、公正不偏な態度をもって報告及び意見（以下「報告等」という。）を決定し、速やかに提出及び公表の手続を執らなければならぬ。

2 前項の報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

(報告等の作成)

第11条 報告等には、監査委員の責任の範囲を明確にするために必要な項目を記載する。

2 監査等の結果は、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、誤解を招く表現のないように留意しなければならない。

3 監査等の結果、指摘を行う場合は、合理的な基礎に基づかなければならない。

(報告等の提出以前の周知の禁止)

第12条 監査等の結果は、原則として、報告等の提出以前に、区長等の関係者以外の者に知らせてはならない。

第2章 監査等の実施

第1節 監査等の種類

(監査)

第13条 監査の種類は、次の各号に掲げる監査の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 定例監査（法第199条第4項の規定による監査）

毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、次の事項について行うもの

ア 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

イ 経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

ウ 必要に応じ、事務事業の執行に係る工事について当該工事の設計、施工等が適

正に行われているかどうか、また、建物等の維持管理が良好であるかどうかを主眼として実施するもの

(2) 隨時監査（法第199条第5項の規定による監査）

必要があると認めるとき、定例監査に準じて実施するもの

(3) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）

必要があると認めるとき、事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、適時に実施するもの

(4) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）

必要があると認めるとき、又は区長の要求があるとき、補助金、交付金その他の財政的援助を与えていたる団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項の規定による監査）

必要があると認めるとき、又は区長の要求があるとき、指定金融機関に対し、公金の収納又は支払の事務処理が法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施するもの

(6) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条の規定による監査）

請求に係る事務の執行について実施するもの

(7) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項による監査）

請求に係る事務について実施するもの

(8) 請願の措置としての監査（法第125条の規定による監査）

議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適當と認められるものについて実施するもの

(9) 区長の要求に基づく監査（法第199条第6項の規定による監査）

要求に係る事務の執行について実施するもの

(10) 住民監査請求に基づく監査（法第242条の規定による監査）

請求の内容について実施するもの

(11) 区長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2第3項の規定による監査）

要求に係る事実の有無について監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定するもの

(検査)

第14条 例月出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）は、会計管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(審査)

第15条 審査の種類は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定めるとおり

とする。

(1) 決算審査（法第233条第2項の規定による審査）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

(2) 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

(3) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による審査）

健全化判断比率及び算定の基礎となる事項の係数を確認するとともに、健全化判断比率が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施するもの

(報告の徵取)

第16条 監査委員は、政令第168条の4第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

第2節 監査等の事前手続

(監査計画の作成)

第17条 年間監査計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
 - (2) 監査等の対象別実施予定期限及び監査等の実施課名
 - (3) その他監査等の実施に関し必要と認める事項
- 2 前項第1号に規定する監査等の対象は、別に定める「監査対象選定基準」に基づき決定する。ただし、当該基準にないものについては、その都度定める。
- 3 監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。
- 4 監査計画は、必要に応じて修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第17条の2 監査の実施に当たっては、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(事前通知)

第18条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、監査対象機関の長に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知する。

(資料要求等)

第19条 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求める。

(事前研究)

第20条 監査等を実施するに当たっては、次に掲げる定める事項について留意しなければならない。

- (1) 対象となる事務等についてあらかじめ関連法規等の調査研究を行い、基礎知識を習得すること。

- (2) 前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握すること。
- (3) 前回までの監査等における指摘事項等の問題点を把握すること。

(監査等の着眼点)

第21条 監査等の着眼点は、別に定める実施要領の着眼点のうちから、適宜選択する。ただし、監査等の対象により必要に応じて、その都度着眼点を追加して、定めるものとする。

第3節 監査等の実施手続

(監査等の実施手続の選択適用)

第22条 監査等は、書類、帳簿、証書等に基づき、次に掲げるもののうち、通常実施すべき監査等の実施手続を可能な限り選択適用し、必要に応じて、その他の監査等の実施手続を選択適用して実施する。

(1) 通常実施すべき監査等の実施手続

- ア 照合 証ひょう突合、帳簿突合及び計算突合のように、関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめる。
- イ 実査 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- ウ 立会 主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際に、現場に立ち会い、その実施状況を観察して正否を確かめる。
- エ 確認 事実の存否について写真、その他の証拠書類又は当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認する。
- オ 質問 事実の在否又は問題点について、監査等対象である当事者、関係者、第三者等に対して質問して、回答又は説明を求める。
- カ 分析 事実の性質、内容、根拠等を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題点別等に分析して異常の有無を確かめ、評定する。
- キ 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめる。

(2) その他の監査等の実施手続

- ア 通査 監査等の諸資料を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、その問題点を明らかにする。
- イ 比率吟味 財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断する。
- ウ 調整 源泉を等しくし、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合、それら2組の計数の過不足を追及し両者が事実上一致するかどうかを確かめる。
- エ 総合 諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断する。

(監査等の実施手続の適用方法)

第23条 第13条第1号から第5号まで、第14条及び第15条に掲げる監査等における実施手続の適用は、原則として試査による。ただし、試査によって異常を発見した場合は、当該事項については範囲を拡大して手続を実施し、必要と認めるときは精査によるものとする。

(監査等の講評)

第24条 監査等に基づく監査対象部局等の長に対する講評は、原則として、監査等の結果に関する報告の決定の前に行い、これに対する弁明又は意見を聴取する。

第3章 監査等の結果

(報告の提出等)

第25条 監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を次に掲げる者に提出等しなければならない。

- (1) 第13条第1号から第5号まで及び第14条については、議会及び区長等
 - (2) 第13条第6号については、議会、区長等及び請求人の代表者
 - (3) 第13条第7号及び第9号については、請求又は要求のあった議会又は区長
 - (4) 第13条第10号については、請求人
 - (5) 第13条第11号については、区長
- 2 事務の監査の請求に係る個別外部監査について、個別外部監査人から監査の結果報告があったときは、請求人の代表者に送付しなければならない。
- 3 住民監査請求に係る個別外部監査について、個別外部監査人から監査の結果報告があったときは、請求に理由があるかどうかを決定の上、請求人に通知しなければならない。

(意見の提出)

第26条 決算審査、基金の運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、審査意見を区長に提出しなければならない。

- 2 職員の賠償責任に関する監査の結果において、区長から賠償責任の免除について意見を求められたときは、意見を提出しなければならない。
- 3 監査（第13条第5号、第6号、第8号、第10号及び第11号の監査を除く。）の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。
- 4 個別外部監査人の監査結果について必要があると認める場合は、議会及び区長等に対して意見を提出することができる。

(住民監査請求の結果に係る勧告)

第27条 住民監査請求に基づく監査の結果、請求に理由があると認めるときは、議会又は区長等に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

(報告等の決定)

第28条 報告等の決定のうち、次に掲げるものは、監査委員の合議による。

- (1) 第13条第1号から第4号まで、第6号、第7号及び第9号から第11号までに定める監査結果
 - (2) 第15条に定める審査意見
 - (3) 個別外部監査人の監査結果に関する意見
 - (4) 住民監査請求に係る個別外部監査について請求に理由があるかどうか及び勧告
- 2 監査の結果に関する報告等の決定について、各監査委員の意見が一致しないことによ

り、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び区長等に提出するとともに公表するものとする。

(報告等の公表)

第29条 報告等のうち、第13条第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号及び第10号に定める監査並びに外部監査人からの報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。

2 公表は、中央区告示式（昭和40年3月中央区告示第25号）に定める方式により行う。

(報告書等の記載事項)

第30条 監査報告書、検査報告書及び審査意見書には、おおむね次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載する。

(1) 報告書等の提出日付

(2) 監査等を実施した監査委員名

(3) 監査等の種類

(4) 監査等の概要

ア 監査等の実施期日又は期間

イ 監査等の対象とした部課又は事業所等の名称（財政援助団体等にあっては団体名）

ウ 監査等の対象とした事項、範囲、方法、観点及び検査した書類等の名称

(5) 監査等の結果

ア 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見

イ 指摘事項（指摘の事実、その発生理由、指摘の根拠等を分類整理するとともに、必要に応じて助言、注意等を付記すること。）

(監査等の結果報告後の処置)

第31条 監査等の結果、指摘した事項、表明した意見又は勧告については、区長等から適時措置状況報告を求めるものとする。

2 第13条第1号から第4号まで及び第9号並びに個別外部監査に係る議会又は区長等からの措置状況報告は、これを公表しなければならない。

3 第13条第10号の住民監査請求に係る勧告に基づき議会又は区長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

4 公表の方法については、第29条第2項の規定を準用する。

第4章 雜則

(委任)

第32条 この要綱の施行に関し必要な事項は、監査委員の承認を得て別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 東京都中央区監査事務運営要綱（昭和42年3月27日、42中監発第14号）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定により、従前の例によることとされる公の施設の管理を受託しているものに関する中央区監査基準要綱第13条第4号の規定の適用については、平成18年9月1日（その日前に改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。